

小児医療(小児救急医療を含む)の医療体制

区分	健康相談等の支援機能	一般小児医療	小児専門医療		初期小児救急	入院を要する小児救急医療	小児救命救急医療
				障害児等への専門医療			
目標	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの急病時の対応等を支援すること 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービス等について情報提供すること 子どもの事故予防について普及啓発すること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な一般小児医療を実施すること 生活の場(施設を含む)での療養、療育が必要な小児に対し支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること 小児専門医療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児等への医療や子どもの心の問題への医療等の小児専門医療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 初期小児救急を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の二次小児救急医療機関間の連携、分担等により、入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること
求められる役割	<p>診療時に病気に対する家庭での対応の指導、教育を行うこと</p> <p><家族等周囲にいる者></p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃から子どもの健康状態に注意をはらい、症状が悪化する前にかかりつけ医等へ受診するよう努めること 子どもの病気について家庭での対応方法等に関する基本的知識の習得に努めること 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと <p><消防機関等></p> <ul style="list-style-type: none"> 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し指導すること <p><行政機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 休日夜間等の子どもの急病に関する相談体制を確保すること 急病時の対応等について受療行動の啓発を実施すること 子どもの事故予防について普及啓発を行うこと 乳幼児健康診査等、子どもの年齢や発達段階に応じた健診を行い必要な支援を実施すること(以下、略) 	<p>一般的な小児医療に必要なとされる診断、検査、治療を実施すること</p> <p>軽症の入院診療を実施すること(入院設備を有する場合)</p> <p>他の医療機関の小児病棟やNICU等から退院するにあたり、生活の場(施設を含む)での療養、療育が必要な小児に対し支援を実施すること</p> <p>家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること</p> <p>慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること</p> <p>専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること</p>	<p>高度の診断、検査、治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと</p> <p>一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視、治療が必要な患者等に対する入院診療を行うこと</p> <p>小児科を標榜する診療所や小児科医のいない病院等の、地域における医療機関と連携体制を形成すること</p> <p>より高度専門的な対応が可能な医療機関と連携していること</p> <p>療養、療育支援を担う施設と連携していること</p> <p>家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること</p>	<p>長期療養を必要とする慢性疾患や障害のある児、心臓の問題のある児等への専門医療を行うこと</p> <p>訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス(レスパイトを含む)を調整すること</p> <p>重症心身障害児施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること</p>	<p>小児科を標榜する診療所や病院は、平日昼間における初期小児救急を実施すること</p> <p>休日夜間急患センターや在宅当番医制により夜間休日の初期小児救急医療を実施すること</p> <p>休日夜間急患センターや在宅当番医制による初期小児救急の実施が困難な地域では、小児科医と小児科医以外の医師との協力体制の構築等、実状に即した初期小児救急医療体制を確保すること</p> <p>緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること</p> <p>地域で小児医療に従事する開業医等は、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること</p>	<p>夜間休日を含めた入院を要する小児救急医療を、地域の病院小児科間の連携等により担うこと</p> <p>小児科医療資源が著しく少ない地域では、病院内における小児科医と小児科医以外の医師の協力体制の構築等を含め、実状に即した二次小児救急医療体制を確保すること</p> <p>より高度専門的な対応が可能な医療機関と連携していること</p> <p>療養、療育支援を担う施設と連携していること</p> <p>家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること</p>	<p>地域の病院小児科等からの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること</p> <p>小児集中治療室(PICU)を運営することが望ましいこと</p> <p>療養、療育支援を担う施設と連携していること</p> <p>家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること</p>
担い手	<ul style="list-style-type: none"> 県民(家族等周囲にいる者)、消防機関、行政機関、医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> 小児科を標榜する診療所、病院(調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 病院小児科(調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の専門医療を担う病院小児科(調査) 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、進行性筋萎縮症児施設 	<ul style="list-style-type: none"> 平日昼間:小児科を標榜する診療所、病院 夜間休日:休日夜間急患センター、在宅当番産科診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 病院小児科(調査) 小児救急医療支援事業参加病院 	<ul style="list-style-type: none"> 弘前大学医学部附属病院小児科 (救命救急センター) 県立中央病院 八戸市立市民病院